

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年2月29日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大村 朋生	大村朋生後援会	令和5年12月25日
荒木 かすみ	荒木かすみ後援会	令和5年12月31日
安西 加世子	安西かよこ後援会事務所	令和5年12月31日
石崎 幸雄	石崎幸雄後援会	令和5年12月31日
清水 晴一	清水晴一後援会	令和5年12月31日
藤井 弘之	藤井弘之後援会	令和5年12月31日